

川崎市告示第114号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年3月6日から令和8年3月23日まで一般の縦覧に供します。

令和8年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道					
旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	幸第4号線	川崎市幸区塚越三丁目422番12先 川崎市幸区東小倉628番6先	10.00	310.23	
新	幸第4号線	川崎市幸区塚越三丁目422番12先 川崎市幸区東小倉628番6先	12.00～25.79	310.23	関係図面のとおり